

(参考) 指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握に関するガイドライン

概要

就労系障害福祉サービスの適切な事業運営の確保のため、指定就労継続支援事業所に関する自治体向けガイドラインを作成

- ① **新規指定時に**自治体が指定申請事業者に対し、安定的な事業実施に向けて確認する事項
② 自治体の指定・指導事務担当者の知識・経験不足を補完し、**運営状況を把握**するための負担軽減になるチェックツール等の開発・提供

現状と課題

障害者の就労能力の向上に寄与しない事業を就労継続支援サービスとして行っている事業者の参入があるといった指摘

- ▶▶▶・先々の運営に関して疑問が残る場合でも、**指定申請書及び関係書類が揃っていれば指定申請 자체を不受理にできない**等の課題
・就労系障害福祉サービスの運営に当たっては生産活動や民間企業の決算書類に関する知識などが必要とされるが、指定・指導事務の担当年数が3年未満の自治体職員が半数以上で、専任的な担当者が少ないとされたため、**制度理解や書類審査に難しさを感じる職員が多い**という課題

ガイドライン



- ✓ 障害者支援や障害者福祉制度など、円滑な障害福祉サービスの提供に必要不可欠な知識等を有しているか
 - ✓ 就労支援会計など事業運営に必要不可欠な知識等を有しているか
 - ✓ 就労の知識と能力を高める支援内容になっているか
 - ✓ 安定した収益が見込める生産活動の確保ができているか

自治体の指定・指導業務 の適切な実施

就労継続支援の質の確保

① 新規指定時の確認

事前説明／事業計画書等審査（開所予定地がある市町村への事業計画の説明・ニーズ把握の状況及びサービス選択理由・利用者の募集方法・生産活動の具体的な内容及び収入見込み・生産活動シート・既存事業所の運営状況の確認）／専門家会議審査／指定申請審査／現地審査 等

② 運営状況の把握

通常の運営指導の 主眼事項・着眼点



生産活動・会計状況の実態把握

- ✓「生産活動シート」の活用 → 生産活動収支・取引先情報の確認
 - ✓生産活動の実態 ✓会計情報の確認 ✓工賃・賃金支払い状況の確認

2 新規指定について (1) 指定権者の役割

- ・適切なサービス提供を行うことができる事業者であるかを総合的に審査し、障害者総合支援法第36条の規定に基づき、事業者を指定することが求められる。
 - ・「障害者総合支援法」その他関係法令の規定をはじめ障害者支援や障害者福祉制度等の障害福祉サービスの円滑な運営に必要不可欠な知識や就労支援事業会計等の生産活動の運営に必要不可欠な知識等を有しているか
 - ・利用者の就労の知識及び能力を向上させる支援内容となっているか
 - ・安定した収益が見込める生産活動を確保する計画となっているか 等
- ・就労継続支援の運営に当たっては、障害者支援や障害者福祉制度等といった障害福祉サービスの円滑な運営のための知識や、就労支援事業会計等の生産活動の運営のための知識が必要不可欠であるにもかかわらず、「特段の知識等がなくとも事業所の運営は可能であり、高収益が実現できる」等の謳い文句により、安易な事業所の開設を他者に勧める等の不適切な行為を行っている者がいることを把握した場合には、地域の関係機関同士で情報共有を行うとともに、厚生労働省及び他の指定権者に対し情報提供を行うことが望ましい
- ・就労継続支援事業所の指定申請の意向がある者（以下「指定希望者」という。）に対して、面談や確認等を行う場合は、適切なサービス提供を行うことができる事業者であるかを判断するため、指定希望者が委託等をしているコンサルティング会社や代理者等ではなく、必ず指定希望者の法人の代表者、事業所の管理者やサービス管理責任者等（以下「法人の代表者等」という。）に対して行うこと。
- ・少なくとも、事業計画書等の審査開始から、指定後、適切な運営が確認されるまで（例えば最初の運営指導まで）は、やむを得ないと認められる場合を除き、指定に係る審査時に面談等を行った法人の代表者等が一貫した事業運営を行なうことが望ましいため、指定希望者に予めその旨を伝えること。

(参考) ガイドライン（抜粋）②

2 新規指定について (2) 新規指定の取組・スケジュール例

d. 生産活動の適切性

事業所は、生産活動その他の活動の機会を提供する必要があるが、生産活動と称して、eスポーツや、植物の水やりを1日数回行うだけの活動、卓球教室や麻雀教室での手伝いに相当するような活動、所定の場所に居ればよいというような活動等、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動を行わせている不適切な事例が散見されている

e. 在宅支援の適切性

就労継続支援では、適切なサービス提供を行うために、利用者の状態や訓練の進捗状況等を直接確認しながら、作業に伴う指導や相談等を隨時行う必要があり、原則として対面での支援を行うことが求められるが、例えば、重度障害者で通所が困難であることなどを理由に、オンラインによる在宅での就労を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市区町村が判断した場合に、在宅支援が認められている。

在宅支援と称して、前記 d.に記載したような、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動や、就労に必要な知識及び能力の向上に寄与しない自習を行わせているなど、就労支援の実態が認められない不適切な事業運営が散見されている

(参考) ガイドライン（抜粋）③

3 既存事業所の運営状況の把握・指導について（2）運営状況の把握・指導の観点

力 生産活動による収入額や取引先情報

生産活動による収入額は、報酬区分に影響を与える重要な確認事項であるため、根拠書類によって入念に確認すること。例えば、決算書等において、生産活動収入や自立支援給付費の金額を比較し、生産活動収入よりも支払った賃金・工賃の総額が高くなつていないか、高額な支出項目がないか等を確認すること。

<視点>

- ・福祉事業会計と生産活動会計を区分しているか
- ・生産活動による収入をどの程度得ているか
- ・自立支援給付費等を実質的に利用者の賃金・工賃に充てていないか

※業務委託費が生産活動会計の収入として計上されており、納品書等の書類上では受発注等が行われているように見えるものの、発注元が運営法人等であり、自立支援給付費等を業務委託費の原資としているため、実質的に自立支援給付費から賃金・工賃を支払っている事例や、これに加えて生産活動の実態がなかつたり、委託内容に比して業務委託費が過大である事例が見受けられるため留意すること

概要

グループホームの適切な事業運営の確保のため、指定共同生活援助事業所の運営や支援に関するガイドラインを作成

- ・ 基準省令や解釈通知の内容を中心に、共同生活援助（グループホーム）の運営や支援内容に関して守られるべき最低限の基準を提示

ガイドライン（案）の概要

- 共同生活援助に関する人員・設備・運営の基準省令の規定、解釈通知の内容を体系的に整理するほか、以下についても記載
 - ・ 障害者福祉の基本理念、権利擁護（虐待の防止、意思決定支援）
 - ・ 共同生活援助の従業者の役割・要件、共同生活援助が連携すべき関係機関
 - ・ 日常生活の支援の中で行う、利用者の意思の尊重や健康管理
 - ・ 退居や一人暮らし等に向けた支援・退居後の支援、利用者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援
 - ・ 支援の質の向上のための取組（従業者の知識・技術の向上、研修の受講機会の提供、権利擁護に関する設置者・管理者の責務、他の事業所との交流）

(別添資料)

- ・ 事業所が運営状況やサービスを自己評価するためのチェックシート
- ・ 共同生活援助事業者が実施しなければならない委員会・研修等の一覧

【自己チェックシート】

別添1 共同生活援助ガイドライン（案）自己チェックシート									
項目	No.	チェック項目	該当						
人材配置	1	被扶養者20名未満にあわせた従業者の人数が配置要請を満たしている。							
	2	セキュリティー：巡回は24時間体制で2人以上で実施する。							
	3	利用者に向けたサービスを提供するため、障害の影響等に配慮する措置が取られている。							
	4	1週間の平均勤務時間数が超過していない。							
	5	就業時間外勤務は、1日あたり2時間以上はしていない。また、24時間巡回は、就業時間外勤務として扱われる場合、巡回時間外勤務と見做される。							
	6	1週間の平均休憩時間数が超過していない。							
	7	就業時間外勤務は、1日あたり2時間以上はしていない。また、24時間巡回は、就業時間外勤務として扱われる場合、巡回時間外勤務と見做される。							
	8	就業時間外勤務は、1日あたり2時間以上はしていない。また、24時間巡回は、就業時間外勤務として扱われる場合、巡回時間外勤務と見做される。							
	9	就業時間外勤務は、1日あたり2時間以上はしていない。また、24時間巡回は、就業時間外勤務として扱われる場合、巡回時間外勤務と見做される。							
	10	就業時間外勤務は、1日あたり2時間以上はしていない。また、24時間巡回は、就業時間外勤務として扱われる場合、巡回時間外勤務と見做される。							
	11	就業時間外勤務は、1日あたり2時間以上はしていない。							
	12	1周間の平均休憩時間数が超過していない。							
	13	就業時間外勤務は、1日あたり2時間以上はしていない。							
	14	就業時間外勤務は、1日あたり2時間以上はしていない。							
	15	就業時間外勤務は、1日あたり2時間以上はしていない。							
	16	就業時間外勤務は、1日あたり2時間以上はしていない。							
	17	就業時間外勤務は、1日あたり2時間以上はしていない。							
	18	就業時間外勤務は、1日あたり2時間以上はしていない。							

ガイドラインを活用した質の確保への取組

- ・ 基準省令第210条の5第5項で「指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない」とされている一方、解釈通知等において、その具体的な方策等は示されていない。
- ・ このため、事業者の取組として、「質の評価及び改善を図るに当たって、本ガイドラインを参考にする」旨を解釈通知で示すことを今後検討する。
 - ✓ ガイドラインに基づいた自己評価を事業所ごとに作成し、法人・事業所内での共有やホームページ等での公表を行うほか、地域連携推進会議で報告し、会議の構成員から客観的な助言を受けること等を通じて、支援の改善につなげていくことを想定

【指定共同生活援助の取扱方針（基準省令第210条の5）】

共同生活援助ガイドライン

- ・共同生活援助（グループホーム）の運営や支援内容に関して守られるべき最低限の基準
- ・自己チェックシートを活用して自己評価を行い、その内容を公表

【地域との連携等（基準省令第210条の7）】

地域連携推進会議（第210条の7第2項、第4項）

- ・利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者、市町村の担当者等により構成
- ・おおむね1年に1回以上開催
- ・運営状況の報告や必要な要望や助言等を聞く機会を設ける
- ・会議における報告、要望、助言等の記録を作成し、公表

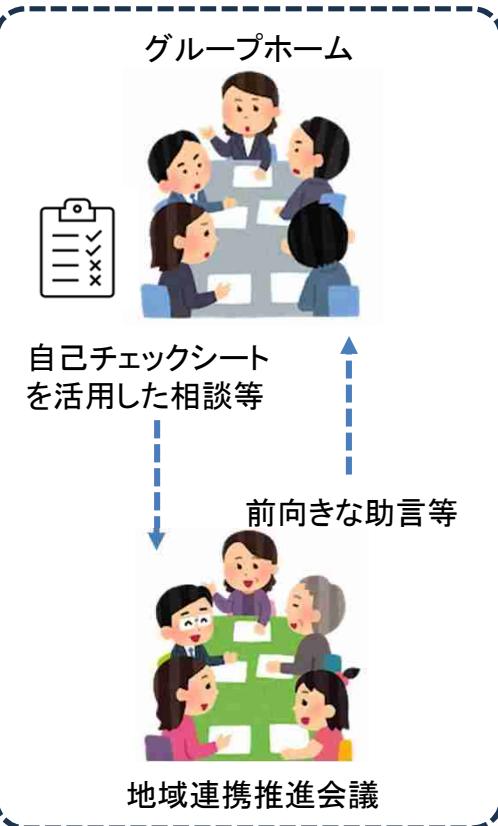
指定共同生活援助事業所への訪問（第210条の7第3項）

- ・地域連携推進会議の構成員が全ての共同生活住居を見学（外部の目を入れて透明性を確保）
- ・住居ごとにおおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が見学する機会を設ける

<地域との連携・運営の透明化を通じた支援の質の確保（取組例）>

- ・経験の浅い指定共同生活援助事業所が、地域の経験豊かな指定共同生活援助事業所を見学したり、その事業所の地域連携推進会議に参加
- ・地域の経験豊かな指定共同生活援助事業所が、経験の浅い指定共同生活援助事業所の地域連携推進会議に「共同生活援助に知見を有する者」として参画
- ・指定権者だけでなく、事業所が所在する市町村や（自立支援）協議会等からも経験ある事業者を紹介

【自己チェックシートの活用例】



ガイドライン改訂の背景

- 児童発達支援事業所は、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約1万2,000箇所、利用者数約15万人と飛躍的に増加(令和4年度)。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、児童発達支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

ガイドラインの目的

- 児童発達支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されることないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとて最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

児童発達支援の役割

- 主に就学前の障害のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
- 全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を受けられるように支援(移行支援)を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくこと。

児童発達支援の目標

- アタッチメントの形成とこどもの育ちの充実
- 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
- こどもと地域のつながりの実現
- 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

児童発達支援の方法

- こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握(※1)し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援(※2)を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援(※3)を組み合わせて行うなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要。
※1 本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要。
※2 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅した支援
※3 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(概要版②)

児童発達支援の内容

①本人支援

「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援

②家族支援

こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる支援

③移行支援

こどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていく支援、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていく支援

④地域支援・地域連携

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等との連携によるこどもや家族の支援

児童発達支援の流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、児童発達支援計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援を利用するこどもと家族のニーズを適切に把握し(5領域の視点等を踏まえたアセスメント)、児童発達支援が提供すべき支援の内容を踏まえて児童発達支援計画を作成し(将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成)、全ての職員が児童発達支援計画に基づいた支援を行っていくように調整する。作成した児童発達支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 児童発達支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、児童発達支援計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
※ 市町村、医療機関、保育所や幼稚園、他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、学校や放課後等デイサービス事業所、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- 自己評価については、従業者評価及び保護者評価を踏まえ、全職員による共通理解の下で、事業所全体として行う必要がある。
- 総合的な支援の推進と事業所等が提供する支援の見える化を図るため、5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)を作成する必要がある。

衛生管理・安全管理対策等

- 卫生管理:感染症対応として、対策を検討する委員会の定期的な開催や、指針の整備、研修や訓練の定期的な実施、業務継続計画(BCP)の策定が必要。
- 非常災害対策:非常災害に備えて、消火設備等の必要な設備、具体的な計画の作成や周知、定期的な避難訓練、事業継続計画(BCP)の策定が必要。市町村が作成する個別避難計画への協力(計画作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握している相談支援事業所等の参画が想定されることから、当該相談支援事業所等との間で災害時の対応について意思疎通を図っておくこと)も重要。
- 安全管理対策:安全計画の策定、事故発生時の都道府県・市町村・家族等への報告、緊急時における対応方法についてのマニュアルの策定・訓練、救急対応に関する知識と技術の習得が必要。

権利擁護

- 虐待防止委員会の定期的な開催やその結果の職員への周知徹底、職員に対する研修の定期的な実施やこれらの措置を適切に実施するための担当者の配置が必要。
- 身体拘束等の適正化を図る措置(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

ガイドライン改訂の背景

- 放課後等デイサービスは、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約2万箇所、利用者数約30万人と飛躍的に増加(令和4年度)。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、放課後等デイサービスにおける支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

ガイドラインの目的

- 放課後等デイサービスについて、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されること。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

放課後等デイサービスの役割

- 学齢期の障害のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
- 全てのこどもが共に成長できるよう、学校、特別支援学校、専修学校等と連携を図りながら、小学生の年齢においては放課後児童クラブ等との併行利用や移行に向けた支援を行うとともに、学齢期全般において地域の一員としての役割の発揮や地域の社会活動への参加・交流を行うことができるよう支援(移行支援)を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくこと。

放課後等デイサービスの目標

- 生きる力の育成とこどもの育ちの充実
- 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
- こどもと地域のつながりの実現
- 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

放課後等デイサービスの方法

- **こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握**(※1)し理解した上で、全てのこどもに**総合的な支援**(※2)を提供することを**基本**としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、**特定の領域に重点を置いた支援**(※3)を組み合わせて行うなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要。
※1 本人支援の**5領域**(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要。
※2 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、**5領域の視点を網羅した支援**
※3 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに**加え**、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、**5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援**

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月) (概要版②)

放課後等デイサービスの内容

①本人支援

「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援を4つの基本活動を組み合せて提供する。

日常生活の充実と自立支援のための活動

多様な遊びや体験活動

地域交流の活動

こどもが主体的に参画できる活動

②家族支援

こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる支援

③移行支援

こどもが、可能な限り 地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・活動や居場所を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていくことや、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていく支援

④地域支援・地域連携

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等との連携による支援

放課後等デイサービスの流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、放課後等デイサービス計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービスを利用するこどもと家族のニーズを適切に把握し(5領域の視点等を踏まえたアセスメント)、放課後等デイサービスが提供すべき支援の内容を踏まえて放課後等デイサービス計画を作成し(将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成)、全ての職員が放課後等デイサービス計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。作成した放課後等デイサービス計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。

- 放課後等デイサービス計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、放課後等デイサービス計画の見直しを行っている。

関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
※ 市町村、医療機関、学校等、他の放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、放課後児童クラブ等、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- 自己評価については、従業者評価及び保護者評価を踏まえ、全職員による共通理解の下で、事業所全体として行う必要がある。
- 総合的な支援の推進と事業所等が提供する支援の見える化を図るため、5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)を作成する必要がある。

衛生管理・安全管理対策等

- 卫生管理:感染症対応として、対策を検討する委員会の定期的な開催や、指針の整備、研修や訓練の定期的な実施、業務継続計画(BCP)の策定が必要。
- 非常災害対策:非常災害に備えて、消火設備等の必要な設備、具体的な計画の作成や周知、定期的な避難訓練、事業継続計画(BCP)の策定が必要。市町村が作成する個別避難計画への協力(計画作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握している相談支援事業所等の参画が想定されることから、当該相談支援事業所等との間で災害時の対応について意思疎通を図っておくこと)も重要。
- 安全管理対策:安全計画の策定、事故発生時の都道府県・市町村・家族等への報告、緊急時における対応方法についてのマニュアルの策定・訓練、救急対応に関する知識と技術の習得が必要。

権利擁護

- 虐待防止委員会の定期的な開催やその結果の職員への周知徹底、職員に対する研修の定期的な実施やこれらの措置を適切に実施するための担当者の配置が必要。
- 身体拘束等の適正化を図る措置(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

障害児通所支援に関する検討会報告書－すべての子どもがともに育つ地域づくりに向けて－ (令和5年3月28日 障害児通所支援に関する検討会) (抜粋)

4. 児童発達支援・放課後等デイサービスについて

(1) 児童発達支援について

【ピアノや絵画等のみの指導】

- ピアノや絵画等の支援は、将来の生活を豊かにすることにもつながり、子どものウェルビーイングを高めるという点において意味があるとも考えられるが、これらのみを提供する支援は、公費により負担する児童発達支援として相応しくないと考えられる。
- 児童発達支援においては、総合的な支援を提供することを前提としていることから、ピアノや絵画等の支援の提供にあたっては、事業所の活動プログラムや個人に対するアセスメント、個別支援計画において、5領域とのつながりを明確化した支援内容とした上で提供することが必要である。

【保護者の就労等への対応】

- 乳幼児期における保護者の就労等による預かりニーズについては、一義的には保育所等が対応すべきとも考えられるが、家族全体を支援する観点から、児童発達支援においても対応することが重要である。
- 児童発達支援が子どもに対する発達支援を前提としていることを踏まえれば、発達支援（総合的な支援）を行うことを前提に、それとあわせて預かり的な支援を行うことが考えられる。

(2) 放課後等デイサービスについて

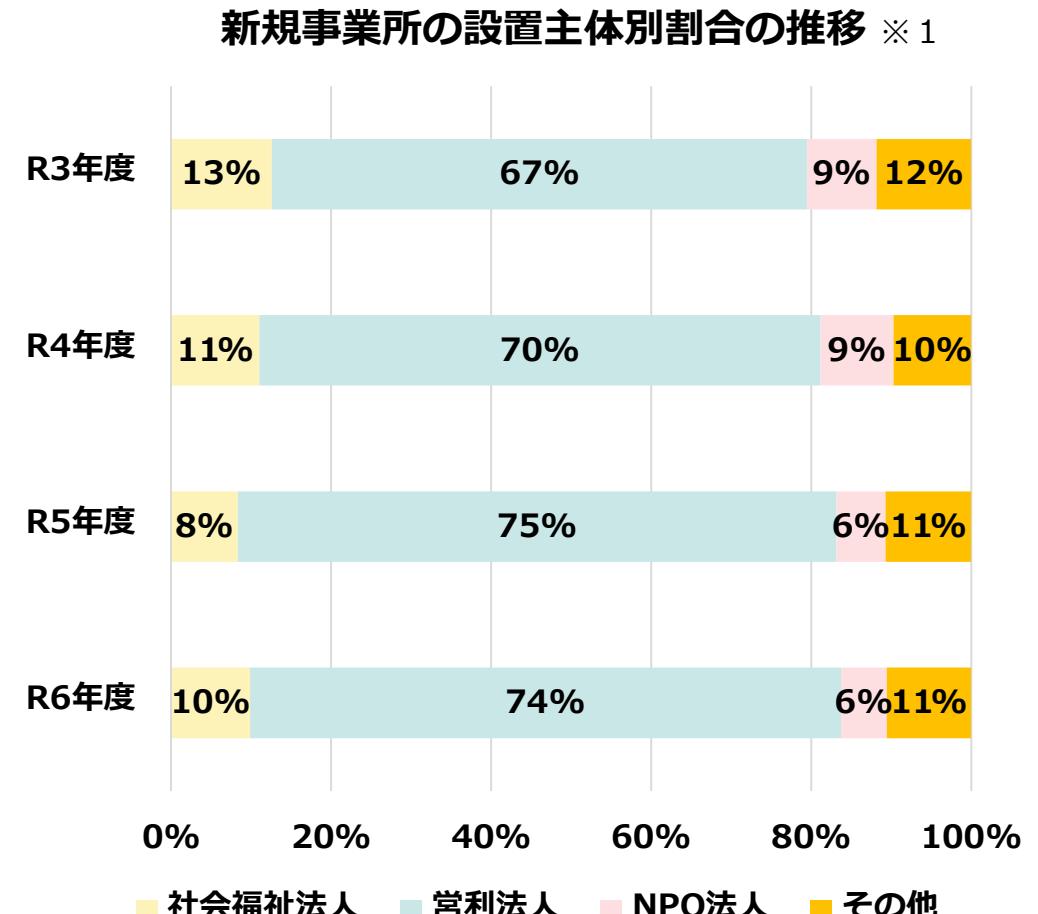
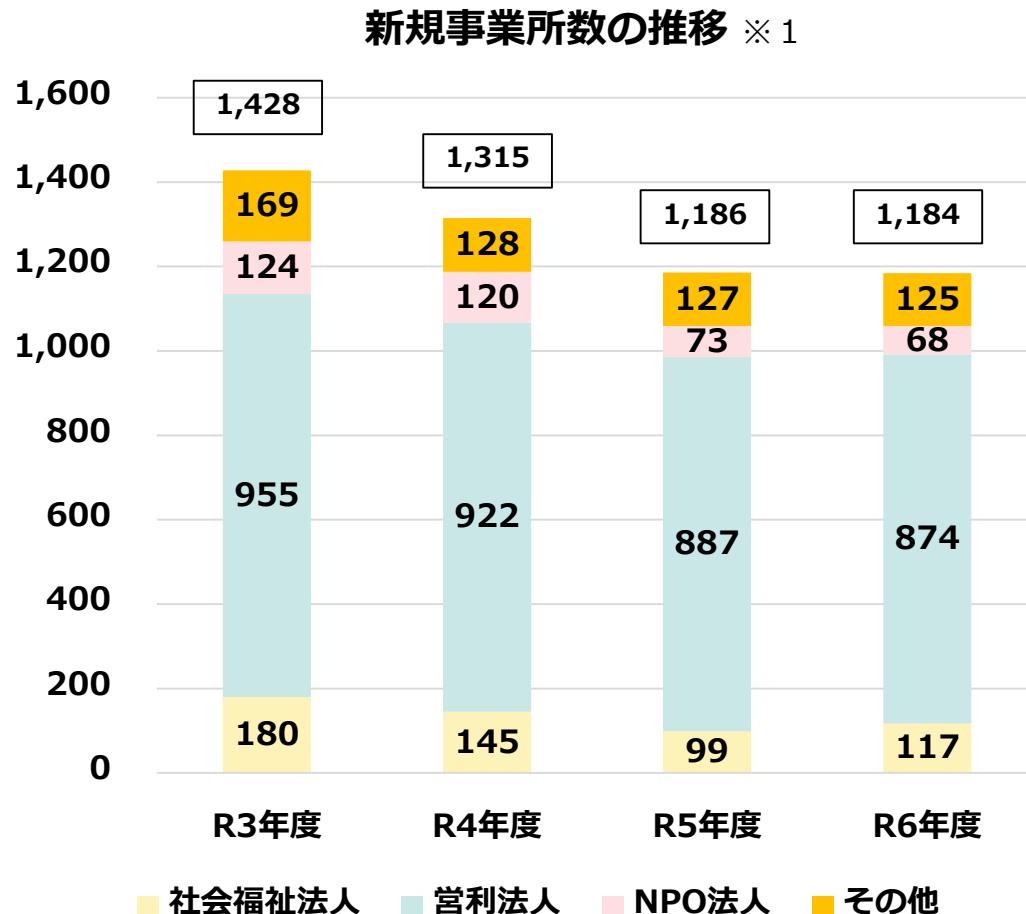
【学習支援、ピアノや絵画等のみの指導】

- 学習支援、ピアノや絵画等の支援は、将来の生活を豊かにすることにもつながり、子どものウェルビーイングを高めるという点において意味があるとも考えられるが、これらのみを提供する支援は、公費により負担する放課後等デイサービスとして相応しくないと考えられる。
- 放課後等デイサービスにおいては、児童発達支援の5領域と同様の視点による総合的な支援を提供することが重要であり、これを示したガイドラインに改訂する必要がある（再掲）。学習支援、ピアノや絵画等の支援の提供にあたっては、事業所の活動プログラムや個人に対するアセスメント、個別支援計画において、ガイドラインに示される支援の視点等とのつながりを明確化した支援内容とした上で提供することが必要である。

【保護者の就労等への対応】

- 学童期・思春期における保護者の就労等による預かりニーズについては、家族全体を支援する観点から、放課後等デイサービスにおいても対応することが重要である。
- 放課後等デイサービスが子どもに対する支援を前提としていることを踏まえれば、総合的な支援を行うことを前提に、それとあわせて預かり的な支援を行うことが考えられる。

共同生活援助（介護サービス包括型）事業所の新規事業所数、設置主体別割合の推移



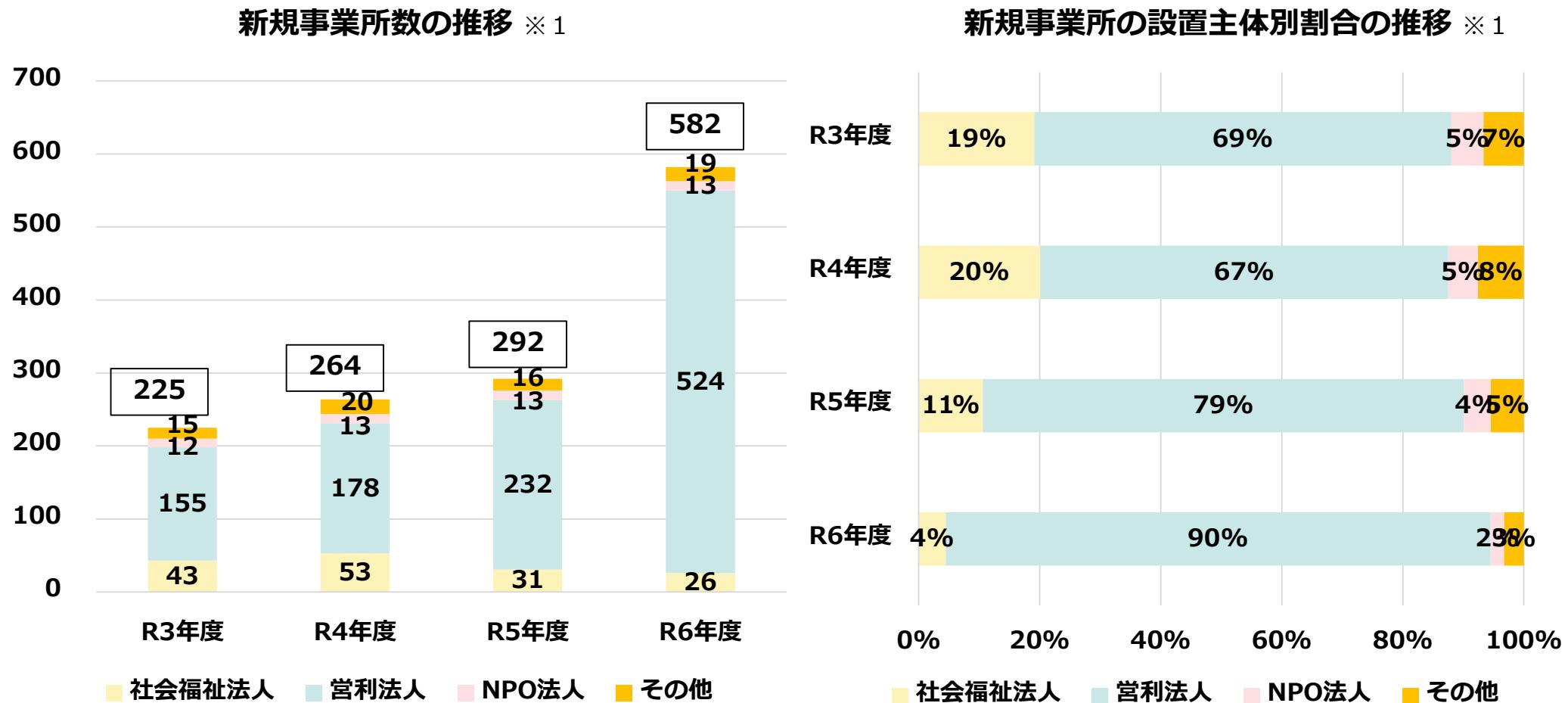
【参考】各年度末時点の共同生活援助（介護サービス包括型）事業所総数 ※2

R3年度：9,591、R4年度：10,549、R5年度：11,324、R6年度：12,013

【出典】

※1.障害福祉サービスデータベース 【新規事業所数の抽出条件】事業所台帳情報において「新規」として登録した事業所を年度毎に集計
※2.国保連データによる請求事業所数

共同生活援助（日中サービス支援型）事業所の新規事業所数、設置主体別割合の推移



【参考】各年度末時点の共同生活援助（日中サービス支援型）事業所総数 ※2

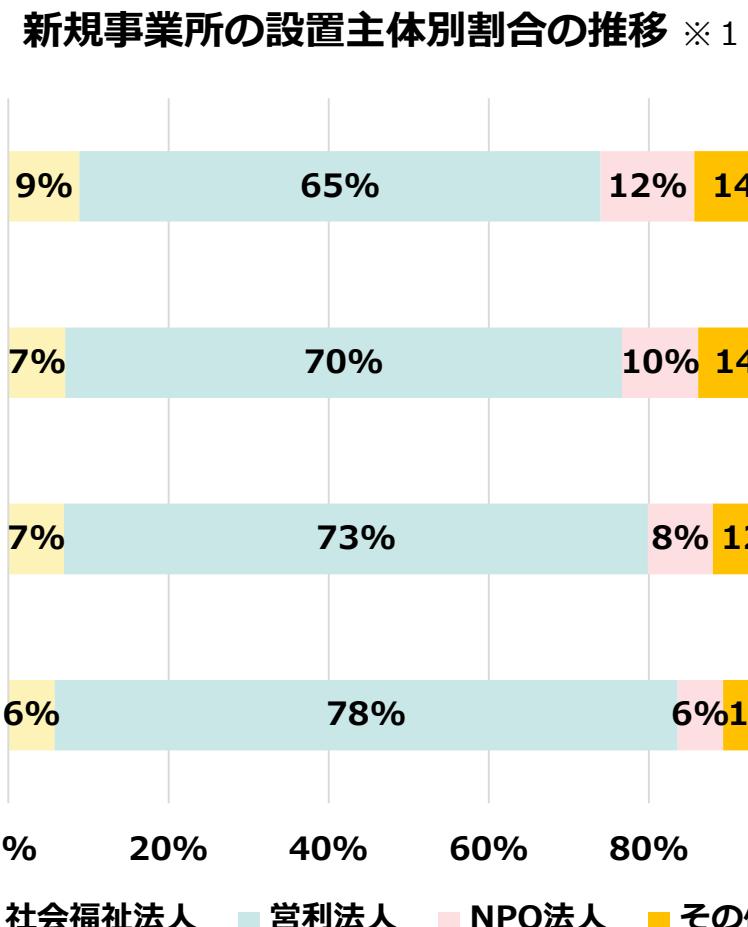
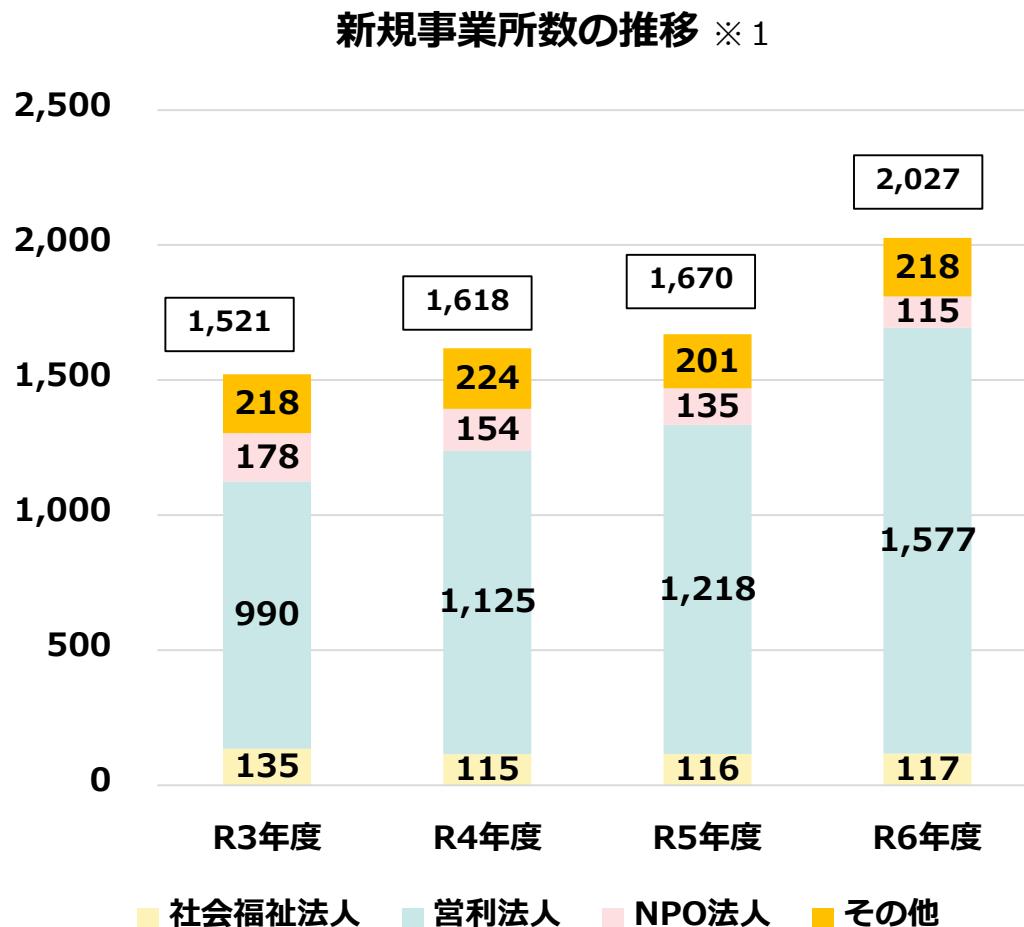
R3年度：520、R4年度：783、R5年度：1,036、R6年度：1,292

【出典】

※1. 障害福祉サービスデータベース 【新規事業所数の抽出条件】事業所台帳情報において「新規」として登録した事業所を年度毎に集計
 ※2. 国保連データによる請求事業所数

(注) 令和6年度の新規事業所数増加の背景は、大規模な吸収合併や事業譲渡等があったことによるもの。

就労継続支援（B型）事業所の新規事業所数、設置主体別割合の推移



【参考】各年度末時点の就労継続支援（B型）事業所総数 ※2

R3年度：15,070、R4年度：16,187、R5年度：17,295、R6年度：18,704

【出典】

※1.障害福祉サービスデータベース 【新規事業所数の抽出条件】事業所台帳情報において「新規」として登録した事業所を年度毎に集計
 ※2.国保連データによる請求事業所数